

長崎県子どもの貧困対策推進方針

(平成28年度～平成31年度)

平成28年3月

長崎県

目 次

第1章 方針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
（1）長崎県子どもの貧困対策推進方針策定の趣旨・・・・・・・・	1
（2）推進方針の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
（3）方針の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章 子どもの貧困の現状等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
（1）子どもの貧困率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
（2）各世帯の子どもの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
（3）ひとり親家庭の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
（4）子どもの進学等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第3章 子どもの貧困に関する施策の基本的な考え方と指標・・・・・・・・	8
（1）推進方針の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	8
（2）4つの重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
（3）指標（数値目標）の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第4章 基本方針の実現に向けた具体的な取組・・・・・・・・・・	12
〈重点施策1〉 教育の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
（1）「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開・・・・・・・・	14
（2）貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上・・・・・・・・	17
（3）就学支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
（4）大学等進学に対する教育機会の提供・・・・・・・・・・	18
（5）生活困窮世帯等への学習支援・・・・・・・・・・・・・・・・	20
（6）その他の教育支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
〈重点施策2〉 生活の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
（1）保護者の生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
（2）子どもの生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
（3）関係機関が連携した包括的な支援体制の整備・・・・・・・・	25
（4）子どもの就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
（5）支援する人員の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
（6）その他の生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
〈重点施策3〉 保護者に対する就労の支援・・・・・・・・・・	31
（1）親の就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
（2）親の学び直しの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
（3）就労機会の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
〈重点施策4〉 経済的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
（1）児童扶養手当をはじめとした経済的支援・・・・・・・・	33
（2）母子父子寡婦福祉資金貸付金等の経済的支援・・・・・・・・	33
（3）生活福祉資金の経済的支援・・・・・・・・・・・・・・・・	34
（4）教育扶助の支給方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
（5）生活保護世帯の子どもの進学時の支援・・・・・・・・	35
（6）養育費の確保に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・	35

第1章 方針策定の趣旨

(1) 長崎県子どもの貧困対策推進方針策定の趣旨

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)が平成26年1月に施行され、同法第9条第1項に「都道府県は政府が定める子どもの貧困対策に関する大綱を勘案して子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める」ことが規定され、平成26年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

このような国の動向を踏まえ、国の大綱が目指す、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、長崎県子どもの貧困対策推進方針(以下「推進方針」という。)を策定するものです。

本県においては、児童養護施設等に入所している子どもや、生活保護世帯の子ども、ひとり親家庭の子どもなど、支援を要する緊急度の高い子どもの数の割合は他の都道府県と比較しても高い状況にあることから、こうした子ども達への貧困対策の取組は重要であるとの認識のもと、教育と福祉の連携、市町や関係機関との連携を強化して、教育、生活、保護者に対する就労、経済的支援に重点的に取り組んでいきます。

(2) 推進方針の性格

この推進方針は、法第9条第1項に基づく、本県の子どもの貧困対策についての計画として位置付けています。

また、この推進方針は、長崎県子育て条例行動計画(平成27年度～平成31年度)の個別計画としての性格も有しています。

(3) 方針の期間

推進方針については、長崎県子育て条例行動計画との整合性を図るため、平成28年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とします。

第2章 子どもの貧困の現状等

(1) 子どもの貧困率

平成25年国民生活基礎調査によると、平成24年の貧困線（等価可処分所得の中央地の半分）は122万円（名目値）となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は16.1%となっています。

また「子どもの貧困率」（17歳以下）は16.3%となっており、「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員は15.1%、そのうち「大人が1人」の世帯員では54.6%、「大人が2人以上」の世帯員では12.4%となっています。

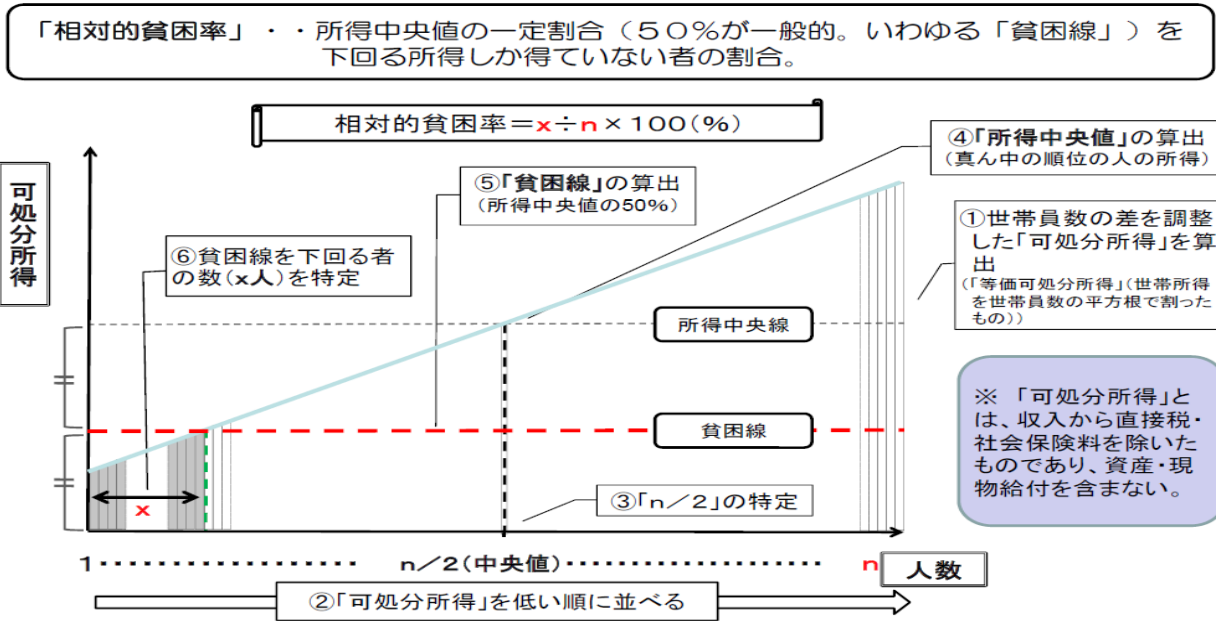
このことから、特に、ひとり親世帯については、経済的に厳しい傾向にあることがうかがえます。

貧困率の年次推移 (平成25年国民生活基礎調査より抜粋)

項目 \ 年	平成9	平成12	平成15	平成18	平成21	平成24
	%	%	%	%	%	%
相対的貧困率	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が一人	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が二人以上	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4
等価可処分所得（名目値）	万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値（a）	297	274	260	254	250	244
貧困線（a/2）	149	137	130	127	125	122

注) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

(参考) 子どもの貧困率の算定の考え方



(2) 各世帯の子ども現状

①生活保護世帯の子ども現状

本県の生活保護の受給率は、全国平均を超えて高い状況にあります。また、生活保護世帯の子ども数は、平成25年度 4,341 人で年々増加傾向にあり、ここ数年は、4,000 人を超える数値で推移しています。

被保護人員の状況

(単位：％、人)

項目 \ 年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保護率	長崎県	1.84%	2.00%	2.11%	2.19%	2.23%
	全国平均	1.38%	1.53%	1.62%	1.67%	1.70%
実人数(長崎県)		25,392	27,673	29,376	30,340	30,909
年齢階層別	0～5歳	606	693	789	868	865
	6～11歳	1,244	1,295	1,366	1,356	1,354
	12～14歳	911	923	959	998	1,006
	15～17歳	981	1,108	1,130	1,149	1,116
	合計	3,742	4,019	4,244	4,371	4,341

(県福祉保健課調べ)

②準要保護世帯の子ども現状

市町は、生活保護制度とは別に経済的な理由から、子どもを小・中学校に就学させることが困難な保護者に対して、学用品等の就学援助を行っています。

この就学援助を受けている子どもは、少子化が進んでいるにも関わらず、17,000 人台から変化しておらず、援助率は、増加傾向を示しており、全国平均より高い数値を示しています。

県内の準要保護児童生徒数の推移

(単位：人、％)

項目 \ 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小中学生数	17,243	17,496	17,869	17,664	17,467
援助率	13.84	14.39	15.00	15.20	15.33
援助率 (全国)	13.18	13.83	14.07	14.10	13.91

※平成27年10月文部科学省初等中等教育局児童生徒課発表資料より抜粋

③児童養護施設に入所する子どもの現状

県内の児童養護施設に入所する子どもの数は、平成26年度で425人と全国状況と同様に少子化などを理由に減少傾向にありますが400人を超える子どもが入所しています。

※児童養護施設・・・児童福祉法に定められた施設で、保護者のいない子どもや虐待を受けるなど保護者から適切な養育を受けられない子どもを公的責任で保護・養育する施設。

児童養護施設（県内施設）入所児童数（人）

年度 項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国	29,975	29,214	28,188	27,549	27,468
県	511	496	484	458	425

※国：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（各年10月1日現在）

※県：こども家庭課調べ（各年度4／1現在）

④ひとり親家庭の子どもの現状

児童扶養手当受給世帯の子どもの数は、平成26年度で22,643人と減少傾向にありますが、18歳以下の子どもの数に占める割合は、全国平均を上回っています。

児童扶養手当受給者の子どもの人数（人）

年度 項目	本県	対人口比	全国	対人口比
平成22年度	26,050	10.3%	1,615,806	7.4%
平成23年度	23,696	9.5%	1,630,454	7.6%
平成24年度	23,446	9.5%	1,639,525	7.7%
平成25年度	22,905	9.5%	1,620,606	7.6%
平成26年度	22,643	9.5%	—	—

本県は、推計人口による18歳以下の数（毎年10月1日現在）

全国は、総務省統計局による18歳以下の数（毎年10月1日現在）

※全国の平成26年度の数値は未公表

※福祉行政報告例からの推計値

※数字は各年の3月時点

※県こども家庭課調べ

(3) ひとり親家庭の現状

①ひとり親家庭の推移

平成22年の国勢調査によると、全国の母子世帯は、755,972 世帯で全世帯の 1.5% となっており、平成17年調査と比較すると全世帯に占める割合は変わらないものの、世帯数は0.9%増加しています。

本県の母子世帯の状況は、10,473 世帯で全世帯の 1.9%を占め、全国の比率と比較すると高くなっていますが、平成17年調査と比較すると全世帯に占める割合は変わりませんが、世帯数は1.2%の減となっています。

また、父子世帯の状況は、母子世帯よりも少ない状況にありますが、1,059 世帯で全世帯の0.2%と全国の比率と同じであり、母子世帯と同様に平成17年調査と変わりがなく、世帯数は8.3%の減となっています。

母子世帯・父子世帯の世帯数の推移（世帯）

（単位：世帯、％）

項目 \ 年		平成17年調査①	平成22年調査②	増減比率 (②-①) / ①%
全世帯	国	49,062,530	51,842,307	5.7%
	県	551,530	556,895	1.0%
母子世帯	国	749,048	755,972	0.9%
	対全世帯	1.5%	1.5%	
	県	10,603	10,473	-1.2%
	対一般世帯	1.9%	1.9%	
父子世帯	国	92,285	88,689	-3.9%
	対全世帯	0.2%	0.2%	
	県	1,155	1,059	-8.3%
	対一般世帯	0.2%	0.2%	

※国勢調査（各年10月1日現在）による。

※「母子（父子）世帯数」の数字は、「未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20未満の子どものみからなる世帯（他に世帯員がいないもの）」世帯数

②ひとり親家庭の就業状況

児童扶養手当を受給している世帯の保護者の就業状況は、平成27年に本県が実施したアンケートによると、母子世帯で88.8%、父子世帯で93.1%となっていますが、母子世帯における、その雇用形態の内訳は、常用雇用者 47.2%、臨時雇用者 34.6%、自営業 2.6%、その他(派遣社員等)4.4%と臨時雇用者やパート等の雇用が約4割を占めており、年間収入も200万円未満が 71.9%となっており、母子世帯の多くが経済的に厳しい状況にあると考えられます。

＜児童扶養手当受給者へのアンケート

(長崎県こども家庭課調査、実施期間：H27.8.1～8.31) >

調査目的：ひとり親家庭等の現状等を把握し、今後の自立支援対策の検討資料とするため

対象者：県内の児童扶養手当の全受給資格者

実施期間：平成27年8月1日から平成27年8月31日まで

実施方法：平成27年度の現況届の提出期間に合わせ、各市町より郵送又は窓口配布を行い、

対象者自ら記入をしてもらい、各市町で回収。

配布数：16,102人

回収数：11,016人(回収率68.4%)

調査結果の概要

	母子家庭		父子家庭	
配布数	14,746人		1,356人	
回収数	9,979人(回収率67.7%)		793人(回収率58.5%)	
就業状況(就業率) ※小数点以下四捨 五入のため一致 しない場合があ る。	常用雇用者	47.2%	常用雇用者	62.6%
	自営業	2.6%	自営業	17.1%
	臨時雇用者	34.6%	臨時雇用者	7.7%
	その他(派遣社員等)	4.4%	その他(派遣社員等)	5.7%
	就業率	88.8%	就業率	93.1%
年間収入(万円)	100未満	26.2%	100未満	10.0%
	100以上200未満	45.7%	100以上200未満	26.3%
	200以上300未満	19.7%	200以上300未満	37.6%
	300以上400未満	5.8%	300以上400未満	18.9%
	400以上	2.5%	400以上	7.1%
	※200未満	71.9%	※200未満	36.3%

(4) 子どもの進学等の状況

県内の中学校卒業者の高等学校等進学率は、99.0%とほとんどの子どもが高等学校等に進学してします。また、高等学校等卒業者の大学等進学率は、61.0%となっています。

一方、県内の生活保護世帯の子どもの進学状況は、高等学校等進学率は 95.9%、大学等進学率は、23.3%と、特に大学等進学率において全世帯における数値を下回っています。

同様に、県内の児童養護施設に入所している子どもの高等学校等進学率は 96.2%、大学等進学率は 42.2%と全世帯における県数値を下回っています。

ひとり親家庭の子どもの進学率については、本県の数値が公表されていませんが、全国の数値をみると、高等学校等進学率が 93.9%、大学等進学率が 41.6%であり、全世帯の数値を下回る傾向がみられています。

このように、生活保護世帯、児童養護施設入所、ひとり親家庭の子どもの進学率は全世帯と比べると低くなっています。

一方で、県内の高等学校卒業後の就職率は 29.5%に対し、生活保護世帯は 57.9%、児童養護施設は 53.3%と半数以上が就職しています。

子どもの進学率・就職率について

進学率等 項目	高等学校等進学率		大学等進学率				就職率	
	本県	全国	本県		全国		本県	全国
全世帯	99.0%	98.4%	大学等 専修学校等 計	43.5% 17.5% 61.0%	大学等 専修学校等 計	53.9% 17.0% 70.9%	0.3% 中卒後 29.5% 高卒後	0.4% 中卒後 17.5% 高卒後
生活保護世帯	95.9%	90.8%	大学等 専修学校等 計	11.3% 12.1% 23.3%	大学等 専修学校等 計	19.2% 13.7% 32.9%	1.4% 中卒後 57.9% 高卒後	2.5% 中卒後 46.1% 高卒後
児童養護施設	96.2%	97.2%	大学等 専修学校等 計	22.2% 20.0% 42.2%	大学等 専修学校等 計	11.4% 11.2% 22.6%	0.1% 中卒後 53.3% 高卒後	1.3% 中卒後 70.9% 高卒後
ひとり親	—	93.9%	—	—	—	41.6%	—	0.8% 中卒後 33.0% 高卒後

※全世帯については、学校基本調査（平成26年5月1日現在）

※生活保護世帯について厚労省社会援護局調べ（平成25年4月1日現在）

※児童養護施設については、厚労省家庭福祉課調べ（平成25年5月1日現在）

※ひとり親については、平成23年度全国母子世帯等調査

第3章 子どもの貧困に関する施策の基本的な考え方と指標

(1) 推進方針の基本的な考え方

第2章の、子どもの貧困の現状や、国が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、本県の子どもの貧困対策の基本方針を以下のとおりとします。

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、
全ての子どもたちが夢と希望を持って成長できる長崎県づくり

(2) 4つの重点施策

(1)の基本方針の実現に向けて、いわゆる貧困の世代間連鎖を断ち切るための子どもに対する「教育の支援」をはじめ、世帯が自立して生活を営んでいけるよう「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つを重点施策として各種事業に取り組んでいきます。

重点施策1 教育の支援

家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けられる機会が必要であり、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力保障や福祉関連機関との連携など総合的に対策を推進するとともに、貧困の状況にある子どもの教育の支援のために必要な措置を講じていきます。

重点施策2 生活の支援

貧困の状況にある家庭は、経済的な困窮のみならず、社会的に孤立して必要な支援を受けられず、身体的、精神的にも厳しい状況に陥りやすいことから、生活に関する相談や各種支援に関する情報提供など、貧困の状況にある家庭の生活に関する支援のために必要な措置を講じていきます。

また、各種事業に取り組むにあたっては、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連した制度と一体的な支援を図っていきます。

重点施策3 保護者に対する就労の支援

保護者の就労は、収入に加えて、保護者が働く姿を見せることで、子どもが働くことの価値や意味を学ぶためにも重要です。

これまでの景気の動向や雇用形態の変化などにより、特に、ひとり親家庭の保護者については、正規雇用を希望しても低収入で不安定な非正規雇用やパートでの就労が多くみられることから、貧困の状況にある子どもの保護者に対する就労の支援のために必要な措置を講じていきます。

重点施策4 経済的支援

子どもの貧困対策を推進するにあたっては、児童扶養手当や児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金などの金銭の給付や貸付制度等を組み合わせて世帯の生活基盤を支えていく必要があることから、こうした制度の周知などを図りながら、貧困の状況にある家庭に対する経済的支援のために必要な施策を講じていきます。

(3) 指標（数値目標）の設定

国は、「子供の貧困対策に関する大綱」において、子どもの貧困対策に係る25の指標を設定し、これを向上させる取組を目指していますが、都道府県毎のデータが無いものもあり、また、今後、国において子どもの貧困に関する新たな指標の開発を行うこととされていることから、当面、本県では、方針の期間中において、以下の指標の改善に向けて取り組むこととします。

本県の指標（数値目標）

項目	現行値	目標値
生活保護世帯の子どもの大学等進学率	23.3% (H25年3月)	生活保護世帯の子どもの全国平均の大学等進学率 (H25年3月 32.9%)
児童養護施設に入所する子どもの大学等進学率	28.3% (H24~H26平均)	40.0%
ひとり親家庭のうち「経済的理由」で大学等進学しなかった子どもがいる世帯の割合	52.1%	50%以下
県事業によるひとり親家庭の就職者数（母子・父子家庭）	71人	100人

(参考)国が示した子どもの貧困に関する指標と本県の状況の比較

番号	項目	指標	県数値	左記内容	全国数値	左記内訳	全世帯	基準日・出典など
1	生活保護世帯	子どもの高等学校等進学率	95.9%		90.8%		県99.0% 全国98.4% (H26.5.1現在)	厚労省社会援護局調べ(平成25年4月1日現在)
2		子どもの高等学校等中退率	7.0%		5.3%		県1.5% 全国1.6% (H25公立高等学校) 県1.8% 全国1.9% (H25私立高等学校)	厚労省社会援護局調べ(平成24年度中の中退状況)
3		子どもの大学等進学率	23.3%	大学等 11.3% 専修学校等12.1%	32.9%	大学等19.2% 専修学校等13.7%	県:大学等43.5% 専修学校等17.5% 計 61.0% 全国:大学等53.9% 専修学校等17.0% 計 70.9% (H26.5.1現在)	厚労省社会援護局調べ(平成25年4月1日現在)
4		子どもの就職率(中学卒業後)	1.4%		2.5%		県0.3% 全国0.4% (H26.5.1)	厚労省社会援護局調べ(平成25年4月1日現在)
5		子どもの就職率(高等学校卒業後)	57.9%		46.1%		県29.5% 全国17.5% (H26.5.1)	
6	児童養護施設	子どもの進学率(中学校卒業後)	96.2%		97.2%		県99.0% 全国98.4% (H26.5.1現在)	厚労省家庭福祉課調べ(平成25年5月1日現在)
7		子どもの進学率(高等学校卒業後)	42.2%	大学等 22.2% 専修学校等20% 参考:H24~H26の平均は、28.3%	22.6%	大学等 11.4% 専修学校等11.2%	県:大学等43.5% 専修学校等17.5% 計 61.0% 全国:大学等53.8% 専修学校等17.0% 計 70.8% (H26.5.1現在)	
8		子どもの就職率(中学校卒業後)	0.1%		1.3%		県0.3% 全国0.4% (H26.5.1)	
9		子どもの就職率(高等学校卒業後)	53.3%		70.9%		県29.5% 全国17.5% (H26.5.1)	
10	ひとり親家庭	子どもの就園率(保育所・幼稚園)	—		72.3%			(国)平成23年度全国母子世帯等調査
11		子どもの進学率(中学校卒業後)	—		93.9%			
12		子どもの進学率(高等学校卒業後)	—		41.6%			
13		子どもの就職率(中学校卒業後)	—		0.8%			
14		子どもの就職率(高等学校卒業後)	—		33.0%			
15	スクールソーシャルワーカー等	スクールソーシャルワーカーの配置人数	9人		1008人			平成25年度
16		スクールカウンセラーの配置率(小学校)	11.4%		37.6%			(国)(県)文科省 平成24年度 就学援助の実施状況等調査
17		スクールカウンセラーの配置率(中学校)	62.9%		82.4%			
18	就学援助制度	毎年進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の数	81.0%		61.9%			
19		入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の数	76.2%		61.0%			
20	日本学生支援機構の奨学金	奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子)	—		40.0%			平成25年度日本学生支援機構調
21		奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子)	—		100.0%			
22	ひとり親家庭	親の就業率(母子家庭)	86.6%	常用雇用者 42.9% 自営業 2.5% 臨時雇用者 36.5% その他(派遣社員等) 4.8%	80.6%	正規の職員・従業員 39.4% パート・アルバイト等 47.4%		(国)平成23年度全国母子世帯等調査 (県)平成24年度県子ども家庭課調
23		親の就業率(父子家庭)	91.5%	常用雇用者 56.3% 自営業 17.6% 臨時雇用者 11.0% その他(派遣社員等) 6.6%	91.3%	正規の職員・従業員 67.2% パート・アルバイト等 8.0%		
24	子どもの貧困率	子どもの貧困率	—		16.3%			(国)平成25年国民生活基礎調査
25		子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率	—		54.6%			

第4章 基本方針の実現に向けた具体的な取組

長崎県子どもの貧困対策推進方針事業体系図

〈重点施策1〉 教育の支援		
(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開		P14
①学校教育における学力保障		P14
②学校を窓口とした福祉関連機関との連携		P15
③地域による学習支援		P15
④高等学校等による就学継続のための支援		P16
(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上		P17
(3) 就学支援の充実		P17
①義務教育段階の就学支援の充実		P17
②低所得世帯の高校生にかかる教育費の負担軽減		P18
③特別支援教育に関する支援の充実		P18
(4) 大学等進学に対する教育機会の提供		P18
①大学等進学のための奨学金制度による支援		P18
②県立大学生に対する経済的支援		P19
③ひとり親家庭の子どもの進学機会の確保		P19
④児童養護施設へ入所している子どもの進学機会の確保		P19
(5) 生活困窮世帯等への学習支援		P20
(6) その他の教育支援		P20
①子どもの食事・栄養状態の確保		P20
②多様な体験活動の機会の提供		P21

〈重点施策2〉 生活の支援		P22
(1) 保護者の生活支援		P22
①保護者の自立支援		P22
②保育等の確保		P23
③保護者等の健康確保		P23
④母子生活支援施設の活用		P24
(2) 子どもの生活支援		P24
①児童養護施設の退所児童等の支援		P24
②ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援		P25
(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備		P25
(4) 子どもの就労支援		P26
①ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等を退所した子どもに対する就労支援		P26
②親の支援の無い子ども等への就労支援		P26
③定時制高校に通学する子どもの就労支援		P26
④高校中退者等への就労支援		P27
(5) 支援する人員の確保等		P28
①社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談体制機能強化		P28
②相談職員の資質向上		P28
(6) その他の生活支援		P29
①妊娠期からの切れ目のない支援等		P29
②住宅支援		P29
〈重点施策3〉 保護者に対する就労の支援		P31
(1) 親の就労支援		P31
(2) 親の学び直しの支援		P32
(3) 就労機会の確保		P32
〈重点施策4〉 経済的支援		P33
(1) 児童扶養手当をはじめとした経済的支援		P33
(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金等の経済的支援		P33
(3) 生活福祉資金の経済的支援		P34
(4) 教育扶助の支給方法		P35
(5) 生活保護世帯の子どもの進学時の支援		P35
(6) 養育費の確保に関する支援		P35

（１）「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

学校は全ての子どもが集う場であり、子どもの貧困問題への早期対応が期待されることから、学校を中心に学校教育による学力保障や福祉関連機関との連携など、子どもの貧困対策を総合的に展開します。

①学校教育における学力保障

【現状と課題】

○子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生きていくためには、学校教育において「生きる力」の知の側面である「確かな学力」を身に付けさせることが重要です。

○全国学力・学習状況調査の結果から、本県の児童生徒については、各教科の基礎的な知識や技能の着実な定着を図り、習得した知識や技能を活用し思考力や判断力、表現力を高めることが課題となっており、小・中学校においては、この調査を踏まえた学力向上プランを作成して授業改善に取り組んでいます。

○高等学校においては、多様化する進路希望に答えられるよう、高校段階で身に付けるべき基礎的な学力の確実な定着を図るため、教科指導を充実させていく必要があります。

【具体的施策】

- 少人数学級編制や少人数指導等、子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導を充実し、基礎基本の定着を図り、学力向上に努めるとともに、本県の子どもたちにおける学力向上の課題や改善策を明らかにし、県及び市町教育委員会の連携体制のもと、各小・中学校における教職員の指導体制や授業の充実・改善を図ります。

（義務教育課）

- 高等学校においては、生徒が学ぶことの意義や自己の進路目標との関係を意識した指導等の充実を図ります。また、各教科の研究会等の関係団体と連携した授業改善の取組や進路指導力向上の取組も併せて推進します。さらに、遠隔授業システム等による双方向通信を活用し、県内全ての高校生の学力向上に努めます。

（高校教育課）

②学校を窓口とした福祉関連機関との連携

【現状と課題】

○いじめ・不登校など児童生徒の問題行動には、子どもの不安な心理状況や学校生活でのストレスの他、家庭環境の変化など子どもを取り巻く環境が大きく影響していると考えられます。

○学校・家庭・地域・関係機関が連携して、貧困家庭の子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげるなど、子どもたちが置かれた様々な環境の改善に向けた支援体制を構築することが重要です。

【具体的施策】

- 教育現場と関係機関が緊密に連携し、子どもたちが置かれた様々な環境の改善に向けた支援を行ってまいります。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、私立学校における配置のための経費助成により、貧困家庭の子どもたちを早期の段階で、生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう支援を行ってまいります。

（義務教育課、学事振興課）

③地域による学習支援

【現状と課題】

○情報化や地域社会における人間関係の希薄化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要があります。

【具体的施策】

- 学校支援会議をはじめ地域社会の多様な人々の参画のもと放課後や週末、長期休業日の子どもに充実した学習機会を提供するため、地域をつなぐコーディネーターや指導員等の養成や資質向上を図り、地域における豊かな教育活動の推進を図ります。

（生涯学習課）

※学校支援会議・・・一学区の学校・家庭・地域の代表者が集い、地域で育む子ども像を共有しながらその実現に向けて連携・協働する仕組み

④高等学校等による就学継続のための支援

【現状と課題】

○子育て世帯においては、教育費などの経済的負担が大きくなっています。このため、安心して教育が受けられるよう、経済的な支援が必要です。

○学校における教育活動においては、全ての生徒が個々の能力、適性等を発見し、家庭の経済状況に左右されることなく、生徒が自主的に希望する進路を選択し、社会的・職業的な自己実現を図ることができるよう環境を整えることが必要です。

○私立高等学校においても、学校生活への不適應や学業不振、進路変更を理由とする中途退学が全体の約7割を占めており、きめ細かな対応が求められています。

【具体的施策】

●教育に係る経済的負担を軽減するため、家庭の状況に応じた就学支援金を支給し、全ての生徒が安心して勉学に打ち込める環境をつくれます。

（教育環境整備課）

●関係機関と連携して、生徒に専門的な知識や技能を習得させるとともにインターンシップを促進し、自己の将来像を明確にさせ、早期からの職業観・勤労観の育成を推進します。

●高校3年間を通して、各教科や総合的な学習の時間など、様々な教育活動の中でキャリア教育を推進します。

（高校教育課）

●高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合は、卒業するまで高等学校等就学支援金等を支給し就学支援をします。

（学事振興課）

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

【現状と課題】

○すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、国においては幼児教育の無償化に向けた取組が段階的に進められています。

○質の高い幼児教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭・保育士等の資質の向上が必要です。

【具体的施策】

- 子育てに伴う経済的負担を感じている世帯を重点的に支援するため、幼稚園・保育所・認定こども園等の第3子以降の保育料の負担軽減を行います。
- 小学校以降の学習・生活への円滑な接続に向けた幼、保、小連携の推進や教職員の資質能力向上のための研修体制の充実を図ります。

(こども未来課)

(3) 就学支援の充実

就学援助、高等学校等就学支援金制度等の着実な実施等により低所得世帯への支援を図るとともに、スクールソーシャルワーカーの配置等により、教育相談体制の充実を図ります。

①義務教育段階の就学支援の充実

【現状と課題】

○全ての子どもたちに教育を受ける権利が保障されていることから、就学困難と認められる子どもたちに対して支援が必要です。

○貧困家庭の子どもたちに対して早期の段階での生活支援や福祉制度と連携できるよう、子どもたちが置かれた様々な環境の改善に向けた支援体制を構築するため、学校・家庭・地域・関係機関が連携することが重要です。

【具体的施策】

- 義務教育段階における子どもの貧困対策として、就学援助制度により学校の指示を受けて治療を行った医療費等の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施します。

(体育保健課)

- 子どもたちが抱える課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちが置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用等の支援を行います。

(義務教育課)

②低所得世帯の高校生にかかる教育費の負担軽減

【現状と課題】

○低所得世帯においては、授業料以外の教育費など、経済的負担が大きくなっており、安心して教育が受けられるための支援が必要です。

【具体的施策】

●教育に係る経済的負担を軽減するため、低所得世帯に対しての奨学のための給付金を支給し、全ての生徒が安心して勉学に打ち込める環境をつくります。

(教育環境整備課)

●全ての高校生等が安心して勉学に打ち込める環境をつくるため、家庭の状況に応じて、高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減する就学支援金や奨学のための給付金を支給します。また、家計急変により生活が困窮している生徒の授業料の軽減を行う私立高等学校等に対し助成を行い、家庭の教育費負担を軽減します。

(学事振興課)

③特別支援教育に関する支援の充実

【現状と課題】

○特別支援学校で就学する児童生徒には、障害に応じた様々な通学用品や学用品等が必要な場合が多く、保護者の経済的負担が大きくなっています。

【具体的施策】

●特別支援学校の保護者に対し、所得等に応じた就学に必要な経費の全部または一部を支給し、経済的負担を軽減します。

(教育環境整備課)

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

大学等進学を目指す意欲のある子どもが、経済状況に関わらず修学の機会が得られるよう、支援していきます。

①大学等進学のための奨学金制度による支援

【現状と課題】

○子育て家庭の教育費にかかる、経済的負担感は大きくなっています。このため、経済的理由により修学困難な生徒の学ぶ機会を確保できるよう支援が必要です。

【具体的施策】

●向学心に富み、優れた資質を持ちながら経済的理由により高等学校及び大学等への修学が困難な生徒に対し学資の貸与をしている(公財)長崎県育英会へ必要な助成を行います。

(教育環境整備課)

②県立大学生に対する経済的支援

【現状と課題】

○近年の経済情勢を背景に、高等教育に係る経費が家計にとって重い負担となっており、意欲と能力がある学生が経済的な面に左右されることなく、安心して学べるための支援が求められています。

【具体的施策】

- 学業優秀で経済的に困窮している学生に対する授業料の減免や学業優秀な入学生に対する奨学金の給付を行います。

(学事振興課)

③ひとり親家庭の子どもの進学機会の確保

【現状と課題】

○ひとり親家庭の大学等への進学率の全国の数値は、41.6%であり、全世帯の進学率よりも低い状況にあります。本県で独自に行ったアンケートでは、経済的な理由から大学等への進学を断念した割合は、52.1%と過半数を超えており、ひとり親家庭の子どもの学ぶ機会を確保するための支援が必要です。

【具体的施策】

- ひとり親家庭の子どもの進学の際に利用されている無利子の母子父子寡婦福祉資金貸付金のさらなる周知を図るとともに、就職後の子どもの所得に連動した返済方式などの工夫について検討します。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金により大学等への進学を行い、県内に就職・定着する学生に対する支援を行います。
- ひとり親家庭の子ども（必要があれば親も対象）を対象に、それぞれの児童にあったきめ細かい学習支援、進路相談などを行う学習支援ボランティア事業を市町において実施するよう働きかけていきます。

(こども家庭課)

④児童養護施設へ入所している子どもの進学機会の確保

【現状と課題】

○県内の児童養護施設に入所している子どもの大学等への進学率は、42.2%（※参考 H24～H26の平均は、28.3%）と、県全体の子どもの大学等への進学率より低い状況にあり、学ぶ機会を確保するための支援が必要です。

【具体的施策】

- 児童養護施設へ入所している子どもが大学等への進学を目指すことができるよう、中高生入所児童への学習塾費用を助成するとともに、進学意欲を喚起するため、施設退所後の生活費・住宅費の貸付制度を行います。

(こども家庭課)

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

【現状と課題】

○平成27年4月1日から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもに対する学習支援事業の取組を進めているところです。

【具体的施策】

●県又は福祉事務所設置自治体による、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもに対する学習支援を推進していきます。

（福祉保健課）

●学習支援事業については、生活困窮世帯とひとり親家庭への効率的・効果的な実施方法について、市町とも検討していきます。（再掲）

（こども家庭課）

(6) その他の教育支援

学校における子どもの食事・栄養状態の確保や多様な体験活動の機会の提供を図ります。

①子どもの食事・栄養状態の確保

【現状と課題】

○低所得世帯における欠食状況の改善や適切な栄養摂取による健康保持に努めるため、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して学校給食費の援助が必要です。

○生活保護のうち教育扶助は、義務教育期間の子どもがいる世帯に、給食費や学用品にかかる費用などを支給しています。

【具体的施策】

●所得の格差が原因で健康の格差が生じることのないよう、学校給食の普及・充実により、食習慣をはじめとした望ましい生活習慣の定着を目指すとともに、就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施します。（再掲）

（体育保健課）

●生活保護制度に基づき、義務教育に必要な学校給食費を含めた教育扶助を引き続き支給します。

（福祉保健課）

②多様な体験活動の機会の提供

【現状と課題】

○少子高齢化や情報化等による社会の急激な変化は、地域の連帯感や人間関係の希薄化を進め、子どもたちの生活環境に大きな影響を与えています。子どもたちに様々な体験活動を通して、社会性や規範意識を身に付け、豊かな心を育むとともに、ふるさとの自然や伝統・芸術文化などに触れることで、郷土への誇りと愛着を持ち、ふるさと長崎県を再認識する取り組みを一層推進していく必要があります。

【具体的施策】

- 地域の様々な人々の協力を得て、放課後や週末等に体験活動や交流活動の機会を提供する「放課後子ども教室」の更なる内容の充実を図ります。
- 自然体験をはじめ、様々な体験活動の機会を提供する中心的な役割を担っている県立青少年教育施設の活用促進に努めます。
- 本県の「しま」の自然や特性・人材を生かした体験活動や歴史・文化体験、交流体験の充実を図るとともに、低所得世帯の児童生徒に対する参加費の支援を行い、全ての子どもたちに体験の機会を提供します。
- 地域における異年齢の子どもたちによる生活体験活動を通して、子どもたちの人間関係力や生活力を育む「通学合宿」を奨励します。

（生涯学習課）

- 児童養護施設に入所する児童に対し、球技大会、作品展などを実施していきます。

（こども家庭課）

重点施策２ 生活の支援

（１）保護者の生活支援

生活困窮者、ひとり親家庭などの自立に向けた生活への各種支援を行います。

①保護者の自立支援

【現状と課題】

○平成２７年４月１日から施行された生活困窮者自立支援法により、県又は福祉事務所設置自治体は複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給を行うとともに、地域の実情に応じ各種事業を実施しています。

（必須事業）

ア 自立相談支援事業の実施

- ・就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のための計画作成等を行う。

イ 住居確保給付金の支給

- ・離職により住宅を失った生活困窮者に対し家賃相当を支給する。

（任意事業）

ア 家計相談支援事業

- ・家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う。

イ 子どもの学習支援事業

- ・生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもへの学習支援を行う。

ウ 就労準備支援事業

- ・就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から実施する。

○ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立など、様々な悩みを抱えており、生活支援や就労支援を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる施策の整備が必要です。

【具体的施策】

- 県又は福祉事務所設置自治体が自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給とともに、地域の実情に応じて各種任意事業等を実施しながら、生活に困窮している人を包括的に支援していきます。

(福祉保健課)

- 子どもの育児などに悩みを持つひとり親家庭を対象とした生活支援講習会や互いの悩みを相談し合うひとり親家庭の交流・情報交換の実施、また、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要な場合に家庭生活支援員を派遣する事業の市町での実施を推進していきます。

(こども家庭課)

②保育等の確保

【現状と課題】

- 多様化している保育ニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。

【具体的施策】

- 教育・保育等の利用を希望する者が、就労の状況など生活の実態に応じて施設等を選択できるよう、教育・保育の提供体制を整備します。
- ひとり親家庭の保育所の優先入所に努めるとともに、病児保育等の実施について市町に働きかけを行います。

(こども未来課)

③保護者等の健康確保

【現状と課題】

- ひとり親家庭の親は子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこと等により、精神面・身体面の健康についても悩みを抱えていることから、こうした悩みを少しでも解消できるような子育て施策の整備が必要です。

- 子どもの健全な育成のためには、親の健康の確保が重要であることから、所得の低いひとり親家庭の親子への支援として医療費を助成しています。

【具体的施策】

- ひとり親家庭等自立促進センターや各福祉事務所の母子・父子自立支援員が様々な自立に向けた相談・支援を行います。
- 生活支援に関する講習会や母子家庭等が定期的に集い、互いの悩みを打ち明けたり、相談し合う場を設ける等のひとり親家庭等生活向上事業の市町での実施を促進していきます。(再掲)
- ひとり親家庭医療費助成については、事業主体である市町と十分協議しながら、引き続き適正な制度運営を行っていきます。

- 乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業や特に支援が必要と認められる家庭への養育支援訪問事業により、子育てに関する情報提供、養育についての相談、助言等を行います。

(こども家庭課)

④母子生活支援施設の活用

【現状と課題】

- 保護を必要とする母子に対し、心身と生活の安定を図るとともに自立への支援を行っています。

【具体的施策】

- 保護を必要とする母子に対し、引き続き、県内の母子生活支援施設と連携し、自立への支援を行っていきます。

(こども家庭課)

(2) 子どもの生活支援

児童養護施設等の退所児童への支援や、ひとり親家庭、生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援を行います。

①児童養護施設の退所児童等の支援

【現状と課題】

- 社会的養護のもとで育った子どもは、施設等を退所後、保護者等から支援を受けられない場合が多く、退所後の生活や就労において様々な困難に突き当たるため、社会的に自立できるよう継続的に支援を行うことが必要となっています。また、将来の社会的自立のために、施設等の子どもの学力向上と就職に有利な資格等の取得への支援が必要となっています。

【具体的施策】

- 施設を退所した子ども等に対し、自立した生活や就労を継続するための支援が引きつづき必要な場合には、退所施設によるアフターケアのほか、本人の希望により、専門的な支援を行う自立援助ホームの利用を図ります。
- 施設等の子どものうち、高校・大学等への進学のための学習支援や就職に必要な資格等の取得について、国の制度等も活用して支援していきます。
- 施設等を退所し、就職する子どもの生活基盤を安定させ自立を実現するため、住宅費の貸付制度を行います。

(こども家庭課)

②ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

【現状と課題】

○平成27年4月1日から施行された生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもに対する学習支援事業については、居場所の提供も支援の1メニューに位置づけられています。

○ひとり親家庭が安心して就労できるように、子どもの放課後の安全な居場所として放課後児童クラブがあります。しかしながら、放課後児童クラブについては利用料が必要であり、ひとり親家庭については、経済的な負担となっています。

【具体的施策】

●県又は福祉事務所設置自治体が、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもに対する学習支援事業の一環としての居場所づくりを推進していきます。（再掲）
（福祉保健課）

●ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用について、利用料の助成を行います。
（こども未来課）

●ひとり親家庭の居場所づくりについては、国の事業等を活用して、実施主体となる市町において推進するよう働きかけを行います。
（こども家庭課）

（3）関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

【現状と課題】

○貧困世帯の子どもたちが抱える不安や悩み等を解消し、進学や就労による自立を目指す子どもたちを支援するために学校・家庭・地域・関係機関が連携することが重要です。

【具体的施策】

●関係機関が密に連携し、スクールカウンセラー等専門家による教育相談体制の整備を充実するとともに、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置するなど、子どもたちが抱える進学や就学の課題解決に向けて支援を行います。
（義務教育課、高校教育課）

●貧困世帯は複合的な課題を抱えていることから、生活保護法、生活困窮者自立支援法、ひとり親家庭に対する各種事業等の関連事業についても連携した取組を図っていきます。
（福祉保健課、こども家庭課）

(4) 子どもの就労支援

ひとり親家庭や児童養護施設等を退所した子どもへの支援を行います。

①ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等を退所した子どもに対する就労支援

【現状と課題】

○就業相談や資格取得のための取組や、就業情報を提供するなど自立に向けた支援が必要です。

【具体的施策】

- ひとり親家庭の子どもに対しては、ひとり親家庭の自立促進を図る長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、就業相談・就業支援講習会等を行っていますが、職業紹介等を行う企業、マザーズサロン及びハローワークとの連携により専門的な就業支援を推進します。
- 施設を退所した子どもに対し、自立した生活や就労を継続するための支援が引き続き必要な場合には、退所施設によるアフターケアのほか、本人の希望により、専門的な支援を行う自立援助ホームの利用を図ります。(再掲)
- 施設等に入所している子どもに対し就職のための資格取得費用の貸付を行うとともに、施設等を退所し、進学・就職した子どもに対し、家賃貸付を行います。(再掲)
(こども家庭課)

②親の支援のない子ども等への就労支援

【現状と課題】

○児童養護施設等の退所児童等などの親の支援を受けられない子どもの社会的自立に向けた就労支援が必要です。

【具体的施策】

- 長崎労働局、ハローワーク、市町及び関係団体と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会による就業支援策を実施するとともに、概ね45歳未満の若年者を対象とした県の就業支援機関であるフレッシュワークにおいて個別カウンセリング、適職診断、各種セミナー等の支援を行うことにより、親の支援のない子ども等を含めた若者の県内就職を促進します。
(雇用労働政策課)

③定時制高校に通学する子どもの就労支援

【現状と課題】

○本県の公立定時制高校に通学する生徒の就職率は、90.5%(平成27年3月末現在)であり、公立全日制高校に通学する生徒の就職率99.1%と比較し、低い水準になっています。そのため、自らのライフプランを視野においた生涯に亘る社会的・職業的な自己実現を図ることができるよう、早期からのきめ細かな充実したキャリア教育の推進が必要となっています。

【具体的施策】

- 定時制高校に通学する生徒たちに対して、職業観、勤労観を養うための実践的なキャリア教育を推進し、キャリアサポートスタッフを活用して、積極的な求人開拓に努めるとともに、労働局等の関係機関と連携した取組を充実させていきます。

(高校教育課)

- 長崎労働局、ハローワーク、市町及び関係団体と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会による就業支援策を実施するとともに、概ね45歳未満の若年者を対象とした県の就業支援施設であるフレッシュワークにおいて個別カウンセリング、適職診断、各種セミナー等の支援を行うことにより、定時制高校に通学する生徒を含めた若者の県内就職を促進します。(再掲)

(雇用労働政策課)

④高校中退者等への就労支援

【現状と課題】

- 高等学校においては、生徒が相談しやすい環境の充実に努めていますが、「学校生活・学業不適応」「進路変更」等の理由による中途退学者数は、平成24年度から平成26年度では400人程度で推移しています。

- 中途退学者やニート等への職業的自立を支援するためには、社会人としての基礎的な能力等の養成のみならず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援はそれぞれの置かれた状況に応じて個人的・継続的に行うことが必要です。

【具体的施策】

- 高等学校においては、教育相談の充実やわかる授業の確立に努めます。
- やむを得ず中途退学に至る生徒に対しては、県教育委員会が作成している「明日に向かって」等を利用して、退学後の就職や将来の生活設計について、きめ細かな相談を行います。このほか、若者サポートステーションやフレッシュワークなどの活用について周知するとともに、「学び直し」の機会の情報提供を行い、中途退学者を支援します。

(高校教育課)

- 中途退学者がそのままニート化してしまうことを防ぐため、長崎労働局、ハローワーク、地域若者サポートステーション、市町及び関係団体と連携を取りながら、ニート等の職業的自立や社会適応支援を含む包括的な支援を推進するとともに、概ね45歳未満の若年者を対象とした県の就業支援施設であるフレッシュワークにおいて個別カウンセリング、適職診断、各種セミナー、合同企業面談会等の支援を行うことにより、高校中退者等の県内就職を促進します。(再掲)

(雇用労働政策課)

(5) 支援する人員の確保等

社会的養護施設に入所する子どもや生活困窮者、ひとり親家庭など支援を必要とする子どもへ対応する施設の機能強化や職員の資質向上等を図ります。

①社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談体制機能強化

【現状と課題】

○社会的養護を必要とする子どもや、虐待等子どもの抱える背景の多様化等が問題となる中、虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要となっています。

○近年における少子化や核家族化の進行、家庭や地域の養育力の低下などにより、子育て家庭が抱える不安や悩みが顕在化しています。これに伴い、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、対応する県・こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）や市町の相談機能の強化が求められています。

【具体的施策】

- 平成27年3月に策定した「長崎県家庭的養護推進計画」に基づき、里親制度の周知啓発、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及など家庭的養護を推進していきます。
- 家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、里親制度の周知啓発を行うとともに、養育里親の登録者拡大を図ります。
- 児童相談所に配置する里親支援員や施設に配置する里親支援専門相談員等により、子どもを受託している里親の支援を充実します。
- 施設職員又は里親として社会的養護の実践経験が豊かな方などによる小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及を図ります。
- こども・女性・障害者支援センターにおいて、児童虐待防止総合対策事業等を通じて、児童虐待の早期発見・早期対応の促進、被虐待児の心のケア及び虐待を加えた保護者への指導・支援体制を整備します。
- こども・女性・障害者支援センターは、市町支援の役割があることから、情報提供や研修の実施のほか、市町の求めに応じて専門的な知識及び技術を必要とするものについて、技術的支援及び助言等を行います。

（こども家庭課）

②相談職員の資質向上

【現状と課題】

○生活困窮者自立支援制度に必要な人材養成については、国において、各事業に従事する者に求められる質を確保するため専門的かつ実践的な内容の研修が行われています。

○生活保護ケースワーカー・査察指導員及び就労支援員の資質の維持・向上を図るために、ケースワーカー研修、査察指導員研修及び就労支援員研修を実施しています。

○福祉事務所ごとに配置された母子・父子自立支援員は、地域におけるひとり親家庭の親等に対する身近で総合的な相談窓口として重要な位置づけとなっており、相談者の様々な状況に応じたきめの細かな対応ができるよう研修を実施しています。

【具体的施策】

- 生活困窮者自立支援制度については、それぞれの地域の中核となる人材を計画的に養成することが制度の円滑な運営には欠かせないものと考えているため、国が実施する研修の内容を地域の関係機関や市町に伝えるための研修会等を実施します。
- 生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の維持・向上を図るため、ケースワーカー、査察指導員及び就労支援員に対する研修を引き続き実施します。

(福祉保健課)

- 定期的に研修会を実施し、相談者の様々なニーズに対応できるよう内容等を見直しながら母子・父子自立支援員の資質の向上を図ります。

(こども家庭課)

(6) その他の生活支援

妊娠・出産・育児に関する支援や住宅に関する支援を推進します。

①妊娠期からの切れ目のない支援等

【現状と課題】

- 妊娠・出産・育児に関する母親の不安を軽減し、子育てを楽しみと思えるような支援のあり方が望まれています。

【具体的施策】

- 妊娠に係る健康相談から乳幼児健診や新生児・妊産婦訪問、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業など、妊娠期から出産、子育て期にかけて、市町において切れ目のない支援を行える体制づくりを推進していきます。

(こども家庭課)

②住宅支援

【現状と課題】

- 平成27年4月から生活困窮者自立支援法による住居確保給付金として、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している又は喪失するおそれのある者に対して家賃相当分の住宅支援給付を支給し、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行なっています。

- ひとり親家庭については、所得が低い世帯が多いことから住宅の確保に苦慮している割合が高いと考えられます。

○児童養護施設等退所児童については、退所後の住宅の確保が課題の1つとなっています。

【具体的施策】

- 離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給します。

(福祉保健課)

- 県営住宅の定期募集の際、ひとり親家庭向けの優先入居枠を設けるとともに、市町営住宅における優先入居についても、さらに働きかけを行います。

(こども家庭課・住宅課)

- 県職員公舎の空き公舎について、児童養護施設等退所児童に対する活用を検討します。

- 施設等を退所し、就職や進学する子どもの生活基盤を安定させるために、住宅費の貸付制度を行います。(再掲)

(こども家庭課)

重点施策3 保護者に対する就労の支援

(1) 親の就労支援

【現状と課題】

○平成27年4月1日から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立支援のために地域の実情に応じた就労準備支援事業が実施できることとなっています。

また、県は、事業者が生活困窮者に対し就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定することで生活困窮者の就労の促進を図っています。

○生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等を対象として、福祉事務所とハローワークとの連携により、就労支援チームを設置し、決定された支援方針に基づき、就労支援を行っています（生活保護受給者等就労自立促進事業）。そのほか、生活保護受給者については、福祉事務所に配置された就労支援員及び生活保護ケースワーカーによる支援を行っています。

○平成27年度児童扶養手当受給者を対象としたアンケート結果によると、特に、母子家庭の8割強が就労していますが、臨時・パート等の不安定な雇用形態の者が約4割弱を占めており、収入は低く、200万円未満が71.9%を占めています。

【具体的施策】

●就労準備支援事業の実施を検討するとともに、就労の準備段階の者への支援のために認定就労訓練事業者を増やしていきます。

●生活保護受給者については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施します。

また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給します。

（福祉保健課）

- ひとり親家庭の自立促進を図る長崎県ひとり親家庭等自立促進センターでは、就業相談・就業支援講習会等を行っていますが、職業紹介等を行う企業、マザーズサロン及びハローワークとの連携により専門的な就業支援を推進します。（再掲）
- ひとり親家庭等の就業については、看護師、保育士など安定した就労へ結びつく可能性の高い技能の修得のため、高等職業訓練促進給付金等の支給や入学準備金・就職準備金の貸付を行うとともに、講習会を開催するなど他機関が実施する職業訓練の情報も提供します。
- 県が指定した教育訓練講座を受講した場合、教育訓練終了後、受講料の一部を助成することで、ひとり親家庭の資格取得に繋げる自立支援教育訓練給付金を支給します。
（こども家庭課）

（２）親の学び直しの支援

【現状と課題】

- 生活保護の生業扶助においては、親が高等学校等へ就学し、卒業後資格を得て就労することにより、収入増加や保護からの自立につながるなどの場合に、高等学校等就学費(教材代、授業料、入学料及び通学費等。以下同じ。)を支給しています。
- 平成２３年度全国母子世帯等実態調査によると、ひとり親家庭の親の１３.８％が最終学歴が中学卒であり、より良い条件で就職や転職を行うには、高等学校を卒業した者と同等程度の学力があることが必要と考えられます。

【具体的施策】

- 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、高等学校等就学費を支給します。
（福祉保健課）
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業による講座受講費用の支援等、ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職者や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげます。
（こども家庭課）

（３）就労機会の確保

【現状と課題】

- ひとり親家庭の親は、子育てをしながら働かなければならないため、就職にあたっては労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。

【具体的施策】

- 民間事業者に対し、ひとり親家庭の親の雇用優先、その他就業の促進を図るために必要な協力を求めるとともに、優先的に雇用した企業に対する助成金制度等の情報を事業主に提供し、活用を働きかけ雇用促進を図ります。
（こども家庭課）

重点施策4 経済的支援

(1) 児童扶養手当をはじめとした経済的支援

【現状と課題】

○児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親家庭の児童や、障害児を養育する者、また、児童手当により子育て世帯へ経済的支援を行っています。

【具体的施策】

- 父母の離婚、父母の死亡などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する母、父等に対して児童扶養手当を支給しています。
- 精神、知的又は身体障害等で政令で定める以上の障害がある20歳未満の児童について、児童を監護している父母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給しています。
- 0歳から中学生までの児童を養育している世帯等へ児童手当を支給しています。
(こども家庭課)

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金等の経済的支援

【現状と課題】

○配偶者が無く、現に児童等を養育している方へ母子父子寡婦福祉資金貸付金等の貸付による経済的な支援が必要です。

【具体的施策】

- 配偶者がなく、現に児童等を扶養している方へ、無利子又は低利子で修学のための資金等の貸付を行っています。
(こども家庭課)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表

資金種類	資金利用者	内 容
事業開始	母・父・寡婦 母子・父子福祉団体	事業（例えば洋裁・軽飲食など）を開始するために必要な設備、機械などの購入資金
事業継続	母・父・寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な設備、商品などを購入する運転資金
修 学	児童・子	高校、大学、高等専門学校または専修学校に就学させるための授業料、書籍代、通学費などに必要な資金
就学支度	児童・子	小学校、中学校、高校、大学、高等専門学校または専修学校に入学に際して必要な被服などの購入に必要な資金
技能習得	母・父・寡婦	事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するための授業料、通学費などの資金
修 業	児童・子	事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金 ※自動車免許は最終学年のみ対象

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表

資金種類	資金利用者	内 容
就職支度	母・父・寡婦 児童	就職するために直接必要な被服、靴などの身の回り品を整えるための資金
医療介護	母・父・寡婦 児童(介護除)	短期(期間が1年以内)の医療または介護を受けるために必要な資金
生 活	母・父・寡婦	短期(期間が1年以内)の医療や介護を受けている期間、失業して1年以内の期間の生活を維持するための資金
		配偶者のいない女子・男子となって7年未満の者が生活を安定させるための資金（貸付期間は概ね6ヶ月）
		技能習得期間中の生活を維持するための資金
住 宅	母・父・寡婦	現に居住し、かつ所有している住宅の補修、または購入するための資金
転 宅	母・父・寡婦	転居のため、住宅の賃貸借契約により必要な敷金、前家賃及び運送代などの転居資金
結 婚	母・父・寡婦	扶養している子どもの婚姻に際し必要な資金

（３）生活福祉資金の経済的支援

【現状と課題】

○日常生活や就学などに必要な公的給付や公的貸付を受けることができない低所得者世帯等に対し、生活福祉資金貸付による経済的支援を行っています。

【具体的施策】

●低所得者世帯等に対し、生活福祉資金貸付による教育支援費等の貸付を行っている県社会福祉協議会に対して助成を行います。

（福祉保健課）

生活福祉資金貸付金の主な種類

資金種類	資金利用者	内容
総合支援資金	生活困窮者世帯	生活の立て直しのための継続的な相談支援と生活費及び一時的な費用
福祉資金	低所得者世帯、障害者世帯、 高齢者世帯	技能習得に必要な経費、療養費、住宅整備費など
教育支援資金	低所得者世帯	高等学校以上の就学に必要な費用など

(4) 教育扶助の支給方法

【現状と課題】

○教育扶助は、義務教育期間の子どもがいる世帯に、給食費や学用品にかかる費用などを支給していますが、本来の目的に使われるよう、必要と認めるときは、学校長等に直接交付しています。

【具体的施策】

●生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用を学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう引き続き適切に実施します。

(福祉保健課)

(5) 生活保護世帯の子どもの進学時の支援

【現状と課題】

○生活保護の生業扶助においては、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、高等学校等就学費を支給しています。
また、高校生の就労収入について、保護から自立するために大学等への進学費用に充てる場合は、収入として認定しない取扱いとしています。

【具体的施策】

●生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、高等学校等就学費を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、一定の要件の下、収入として認定しない取扱いとします。

(福祉保健課)

(6) 養育費の確保に関する支援

【現状と課題】

○平成23年度全国母子世帯等調査による、養育費の取り決めをしている母子世帯の割合は37.7%となっていますが、現在も養育費を受けている母子世帯の割合は、19.7%と低く、取り決めが行われていても履行されていない場合が多くみられます。養育費は子どもの健やかな成長に欠かせないものであることから、養育費の取り決めに適切に行うことが必要です。

【具体的施策】

●ひとり親家庭等自立促進センター事業において、養育費の取得等について、弁護士による法律相談を行うとともに、養育費相談支援センターへの電話やメール相談及び地域の日本司法支援センター等の専門相談窓口の活用を図ります。
また、福祉事務所設置の母子・父子自立支援員に対し、養育費の取得等についての研修を実施し、身近な地域においても相談が受けられる体制づくりを行います。

(こども家庭課)